

第2回豊島区成年後見制度利用促進専門委員会（R3.1.19 開催）における委員からの意見・質問一覧

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料5-2	豊島区成年後見制度利用促進基本計画について ①骨子案の検討	（地域権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり＞ 後見人等の養成・支援＞ 社会貢献型後見人（市民後見人）の養成） 多くの人に資格をとってもらうようにできないでしょうか。後見人にならなくても、学んだ後見人の知識などを生かし、支援ニーズの把握につながるような活動ができるのではないかと思います。またこれらの人が後見人のサポートに当たるなどの仕組みもあるといいかもしれません。チームをどんな体制にするのかとも絡みますが、良い工夫をお願いします。	成年後見制度の利用促進を図る上で、制度の意義等を多くの区民の方にご理解いただくことは重要であると考えております。いただいた意見を踏まえ、次回の養成講習の受講人数や、修了後の活動内容等につきまして、検討してまいります。
		（制度の利用促進＞ 制度の周知・啓発＞ 区民への周知活動） 広く制度を知ってもらうという意味で重要だと思います。現状でいうと制度があるのを知っていても漠然としたもので、利用する側から積極的に調べに行かないとわからないという傾向にあるように思えます。 パンフレットの配布などを、いろんな組織・団体（認知症に関して言えば介護施設、包括、ケアマネ、高齢者クラブ、認知症カフェなど）を通じて幅広く行ってもらえないでしょうか。 パンフ自体を制度の必要性や利用の仕方など分かりやすく、どこにでも配布できるようなものにしてもらえないでしょうか。 いろんな冊子などの中に記載されているのは見かけましたが、高齢者福祉課作成のパンフはまだ見ていません。現行の周知体制と併せて教えてください。	現在、成年後見制度に関するパンフレットは、高齢者福祉課だけでなく区内障害福祉課等関係部署、豊島区民社会福祉協議会サポートとしまと共通のものを2年に1度、3000部作成し、窓口や包括等の関係機関を通じて配布しております。 主に、窓口で相談のあった方に説明する際に活用しておりますが、配布先、配布方法についてはご意見を参考にさせていただきます。 ※パンフレットについては別途添付させていただきます。
		（制度の利用促進＞ 制度の周知・啓発＞ 関係者への周知・啓発） 全体的な研修だけでなく個々のグループでのミニ研修を行える仕組みを作ってもらえると、制度の周知だけでなく、区民後見人の幅広い養成に向けた一つのきっかけになると思えます。	「サポートとしま」において、関係機関職員向けの勉強会の開催や、ご依頼いただいた関係機関へ出向いての出前講座を実施しております。いただいたご意見を踏まえ、引き続き小さな規模で情報提供の場を設けることに取り組んでまいります。
資料5-3		イメージ（案）の中にある「障害者団体」「高齢者団体」「社会福祉関係者」というのは、具体的にどのような組織・団体を想定しているのでしょうか。最終的な文言には入らなくても、具体的な仕組みを考える場合の参考になると思いますので、教えていただければと思います。	設置要綱、委員名簿にあるとおり、障害者団体及び高齢者団体は当事者団体、社会福祉関係者は高齢・障害関係の事業者を想定しています。
資料6-2	豊島区成年後見制度利用促進基本計画について ②課題の整理	△の印がついている内容については、全て中核機関で対応していかなければならない内容だと考えます（実際に関わる件数は少ないと書かれている部分も含む）。実際に関わる件数は、①の広報機能の周知・啓発を施設や病院等にまで広げれば、より広まっていくことが期待できます。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。
		（③利用促進機能＞ 受任者調整（マッチング）等の支援＞ 受任者調整（マッチング）等＞ 必要なチーム体制やその支援体制の検討） ③の利用促進機能の「必要なチーム体制やその支援体制の検討」について、本人、後見人に関わる福祉関係者が集まる場を初動の時から把握していくことで、効果的で継続的な支援に繋がると考えます。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。

資料番号	項目	ご意見・ご質問	回答
資料6-2	豊島区成年後見制度利用促進基本計画について ②課題の整理（続き）	(④後見人支援機能) 中核機関は個別の案件を把握していくことが求められます。そうしてこそ、後見人の支援機能が充実していくと思われます。この中には親族後見人や市民後見人に留まらず、専門職後見人のケースについても相談対応をしていくことが求められます。本人が制度利用に満足しているかどうかということは大切な視点であり、後見人が親族か専門職かという線引きはこの点については無いと思います。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。
資料6-5		3つの形態が出ていますが、補助の場合、現状のサポートとしまの人員では、利用促進をすすめ、件数も増やし困難なケースの案件の相談にのれる体制を作るのは難しいと思います。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。
		委託の場合、委託内容②に相談・苦情対応業務（アウトリーチ相談含む）とありますが、この点も専門的な視点を持つ人員の補充が不可欠かと思われます。ケースが増えれば現在の福祉サービス権利擁護事業推進委員会のような有識者や専門職等の委員会の開催数を増やして対応する必要があると思います。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。
		区の責任が明示できる点では、直営が市民に周知しやすいのではと思います。その場合も図にあるように長年の支援のノウハウのあるサポートとしまとの連携・協力は不可欠です。	いただいたご意見について、今後の専門委員会の際に参考にさせていただきます。
		親族、第三者等から、本人の判断能力低下についての相談があった場合、相談された区の職員は、本人の状況を確認するために、本人に関する個人情報を調べることは、システム上あるいは個人情報条例上、可能なのでしょうか。	個人情報の収集については、豊島区個人情報保護条例第6条の規定により原則本人から直接収集することになっていますが、（2）法令に定めがあるとき（3）人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき（6）相談等ので本人から収集したのでは、当該業務の目的を失わせ、または当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるときについては、この限りではないとされています。 また、老人福祉法第5条2の二に市区町村の行う業務として、老人の福祉に関し相談に応じ必要な調査及び指導を行うこととされています。 さらに、知的障害者福祉法の第九条5の三では、「市町村は知的障害者の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと」とされており、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の第四十七条の3では、市町村は必要に応じて、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、及びこれらの者を指導しなければならないとされています。 これらの規定に基づいて相談が入った場合に必要に応じて情報を収集した上で支援を行っております。
		意思決定支援の観点から苦情として入らなくても、第三者委員会による定期的なモニタリングの必要性を感じます。それには予算の問題が課題になってくると思います。予算について区としてどのようにお考えですか？	制度の利用促進が図られるよう、区として適切に予算を計上いたします。